

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施 における連携	調査結果の分析・評価 における連携
認知7日	第7回現地調査(感染経路、環境調査等)				感染経路、環境調査等に際しても、公衆衛生行政保健師、公衆衛生行政保健師、環境衛生監視職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)		
認知7日	第2回病院感染症対策委員会・専門調査班会議		疫学調査結果を踏まえた微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性の検討を行なう。	疫学調査結果を踏まえた微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性の検討を行なう。 ①環境検体3件からセラチア検出 ②患者血液から分離されたセラチアのPFGEパターン類似、生化学的性状、薬剤感受性試験ほぼ同じ	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性を検証する。		疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性の検証を行なう。公衆衛生行政保健師、環境衛生研究所職員、地方衛生研究所職員に協力を求めべきである。(以下同じ。)
認知7日	東京都、検体検査結果の記者発表		疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる。	検体検査結果の作成支援を行う。	検体検査結果の作成支援を行う。	検体検査結果の作成支援を行う。
認知7日	これまでの調査状況の記者会見		疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料を作成支援を指示する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料の作成を支援する。	検体検査結果の作成支援を行う。	検体検査結果の作成支援を行う。	検体検査結果の作成支援を行う。
認知8日	第8回現地調査						

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施 における連携	調査結果の分析・評価 における連携
	認知8日	検体検査	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を実施する。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらには必要な検査を実施する。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行う。	さらに必要な検査の検討にあたっては、専門的知識を有する公衆衛生行政保健医師、公衆衛生監視職員による協力を求めるべきである。(以下同じ。)	
認知9日	第9回現地調査						
認知9日	検体検査(血液、喀痰、尿)	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を実施する。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらには必要な検査を実施する。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行う。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらには必要な検査を行う。		
認知9日	東京都、患者検体検査結果プレス発表	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明するところができない、プレス発表資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明するところができない、プレス発表資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明するところができない、プレス発表資料の作成を支援する。	検体検査結果プレス発表資料の作成支援を行う。		
認知9日	東京都第4回医療監視						
認知10日	第10回現地調査						

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施における連携	調査結果の分析・評価における連携
	認知10日	検体検査	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を実施する。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行う。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行う。		院内感染予防講習会に際しては、専門的知識を有する公衆衛生行政医師、公衆衛生行政保健師、環境衛生監視職員、地方衛生研究所職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)
	認知10日	病院での第1回感染症予防講習会					
原因究明	認知11～13日	第11～13回現地調査					
フォロー	認知13日	特別医療監視チーム設置、第1回立入調査					
アップ	認知14～15日	第14～15回現地調査					
調査	認知15日	医療監視チーム、検体検査結果プレス発表	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができ、プレス発表資料の作成を支援する。	検体検査結果プレス発表資料の作成支援を行う。	
	認知16日	第16回現地調査					

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施	調査結果の分析・評価 における連携
再発防止・未然防止対策の調査検討	認知16日 認知20日	I病院での第2回感染症予防講習会 厚生労働省へ経過説明	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる、説明資料の作成を支援する。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる、説明資料の作成を支援する。	説明資料の作成支援を行なう。		厚生労働省への説明資料の作成に際しても、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政医師、公衆衛生監視職員に協力を求めらるべきである。(以下同じ。)
	認知21日	第17回現地調査					
	認知22日	感染症発生対応・予防対策についてプレス発表	関連する専門的事項についてプレス発表資料の作成を支援する。	関連する専門的事項についてプレス発表資料の作成を支援する。	専門的・事項に関するプレス発表資料の作成支援を行う。		専門的・事項に関するプレス発表資料の作成に際しても、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政医師、公衆衛生監視職員に協力を求めらるべきである。(以下同じ。)
	認知23～24日	第18～19回現地調査					
	認知28日	第2回特別医療監視チーム、監視指導					

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施 における連携	調査結果の分析・評価 における連携
認知30日	第3回病院感染症対策委員会・専門調査班会議開催、中間報告、記者会見	疫学調査結果と微生物学的検査結果に基づき、感染経路を特定した科学的根拠を示し、その妥当性を判断する。	疫学調査結果に基づき、感染経路を特定した科学的根拠の整理を指示する。 ①患者、環境から分離されたセラチアのPFGEは3グループ ②血液から分離されたセラチアのPFGEはほぼ同一 ③ヘパリン生食のセラチア汚染	疫学調査結果に基づき、感染経路を特定するための調査結果を提供する。	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を特定に際しても、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、公衆衛生監視機関職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を特定に際しても、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、公衆衛生監視機関職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を特定に際しても、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、公衆衛生監視機関職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)
認知35日	第19回現地調査	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を行う。	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を行う。	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を行う。	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を行う。	専門的・事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、公衆衛生監視機関職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)	専門的・事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、地方衛生研究所職員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、公衆衛生監視機関職員に協力を求めるべきである。(以下同じ。)
認知51日	院内感染予防マニュアル配布と立入検査の実施についてプレス発表	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を指示し、これらの人妥当性を判断する。	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、プレス発表資料の作成支援を指示し、これらの人妥当性を判断する。	専門的事項に関する院内感染予防マニュアルの作成支援と、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を行う。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を行う。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を行う。
認知52日	厚生労働省での全国課長会において状況報告	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。	専門的・事項に関する報告資料の作成支援を指示し、報告資料の妥当性を判断する。
認知62日	区内医療機関に対する第1回感染予防講習会						

(平成21年度地方衛生研究所班団表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施	調査結果の分析・評価 における連携
	認知71日	第4回I病院感染症対策委員会・専門調査班会議開催	疫学調査結果と微生物学的検査結果と微細実験計画を断定するための実験計画の作成を指示し、その妥当性を判断した上で、再現実験の実施を指示する。また、再現実験結果の妥当性を判断する。	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を断定するための計画に基づく再現実験を行い。結果を取りまとめる。	環境ー中間媒体ー患者間の感染経路を断定するための感査再現実験結果を提供する。		環境ー中間媒体ー患者間の感染経路を断定するための感査再現実験結果に先立つて、公衆衛生行政医師、公衆衛生監視官、保健師、環境衛生監視官に意見を求めるべきである。

表2. 和歌山市毒物混入事件から検討した地方衛生研究所(地研)と他職種との望ましい業務連携マトリクス

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施における連携	調査結果の分析・評価における連携
緊初 急動 情報 調査態勢 の認識 の整備	認知0日 認知0日	119番通報「嘔吐している病人がいる」 消防局司令室から保健所食品衛生班長に「食中毒症状者を多数搬送」と電話連絡。保健所長はじめ関係職員に連絡、順次保健所に集合(9名)					
初動調査	認知0日	食品衛生監視員が現場に到着。調査および検体採取。カレーの喫食開始は18:00から。多数受診者があつたM外科医院院長から聞き取りを行い、受診者の吐物を採取。症状は、嘔吐・吐き気・無熱で、カレーライスを食べた人にのみ症状があり、喫食後短時間で発症。	関連情報の収集と検査の準備体制の指示。	保健所担当者と情報共有して、検査内容の検討。	食中毒が疑われる事例における原因究明ための検査。	このフェーズの段階で、食品衛生監視員のほか、公衆衛生的知識を有する行政医師、公衆衛生行政保健師、環境衛生研究所監視職員、地方衛生研究所職員に情報共有し、原因究明への協力を求めべきである。(以下同じ。)	このフェーズの段階で、食品衛生監視員のほか、公衆衛生行政医師、公衆衛生行政保健師、環境衛生研究所職員が協働で、微生物性食中毒又は化学物質性食中毒の面から原因物質究明のための文獻調査等、関連情報の収集を行うべきである。
	認知0日	市長から電話。保健所長が報告。「各病院と電話で連絡しながら把握中、今どの時点で受診者60名中35名入院。各病院とも重症者はいないとの話で、食中毒のようだが発症時間が早いと。」	細菌性食中毒以外の可能性は考えられないか。				
	認知1日	記者発表。食中毒に一部毒物の可能性を残して「食中毒様症状の集団発生について」としてマスコミに発表。質問に答えて、黄色ブドウ球菌が作るエンテロトキシンについて衛生研究所所長も説明し、今の段階では確定できないと説明。	記者の質問に、仮定の話として答える。				

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施における連携	調査結果の分析・評価
認知1日	新聞記者からW病院の医師が警察へ連絡したらしいとの情報入手。電話で問い合わせ。「血中のリンがが多く出たので、一応警察に届け出た」とのこと。全病院からは縮瞳について否定された旨を伝える。						
認知1日	警察官が食材仕入れ先のスーパーの牛肉を持参して検査を依頼。						
認知1日	検体を衛生研究所に搬入。						
認知1日	警察署から衛生研究所長宅に電話。患者の1人が死亡したので採取した検体をそのままにしておくよう指示がある。						
認知1日	市長への報告で市役所に出向いた保健所長は、生活衛生課長から死亡者が出たらしいとの不確実情報を携帯電話で受け、心当たりの病院へ情報収集。NE病院で2人が重篤との情報を得る。まもなく別ルートから自治会長の死亡を知る。						
認知1日	NE病院で自治会副会長が死亡との情報が入る。						
認知1日	NE病院で10歳男児が死亡との情報が入る。						
認知1日	保健所のファックスに、4:04着信でSY病院長から自治会長が「黄色フドウ球菌によるエンテロトキシンショックによる死亡」の報告を発見。						
原因究明調査	警察署の要請で、衛生研究所に搬入済みの検体を任意提出。残りの検体について、衛生研究所で直ちに検査を開始。				食中毒菌および飲食を介して感染する伝染病菌16項目を検査。		

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施における連携	調査結果の分析・評価における連携
査	認知1日	「園部第14自治会食中毒様症状対策本部」(本部長:市長)を設置。					
	認知1日	テレビで、「県警が青酸検出とのテロップが流れたとの情報。警察署に出て行き、報道メモを入手。					
	認知1日	NIJ病院より保健所へ、入院中の女子高校生が突然の病状変化で死亡との連絡。関係医療機関へ、病状の急変や青酸化合物が検出されたらしいことをFAX					
	認知1日	日本中毒情報センターから取り寄せた「シンアン中毒に関する情報」を保健所からFAX					
	認知2日	検体検査の結果、黄色ブドウ球菌・セレウス菌毒素不検出。			検体検査結果は不検出。		このフェーズの段階から、症状所見および伝染病菌16項目の検査結果に基づき、食品衛生監視員のほか、専門的知識を有する公衆衛生行政保健師、環境衛生行政員、地方衛生研究室職員が協力を、化学物質調査等、関連情報を収集を行うべきである。
原	因究明 フォロー アップ 調査	認知8日	県警捜査本部から砒素検出の連絡(検査機関:警察庁科学警察研究所)。保健所から各医療機関に、砒素検出の連絡。「日本中毒情報センター」から情報を入手してFAXで情報提供。				このフェーズの段階から、症状所見および文献調査結果等から、ヒ素化合物による食中毒の妥当性について、食品衛生監視員、地方衛生研究員、公衆衛生行政保健師、環境衛生監視職員、地方衛生研究員が協働で検証すべきである。
		認知8日	県警捜査本部が砒素検出の発表。				

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	地研所長の判断	地研担当者の判断	地研の役割・業務	現地調査の計画・実施	調査結果の分析・評価 における連携
認知8日	保健所にて記者発表。①砒素検出を関係医療機関に伝達、②砒素の体内残存量を検査できる機関を検索中。						
認知8日	厚生労働省に援助を求め、検査機関が決まる。深夜に関係医療機関へ尿採取方法について伝達。						
認知9日	関係医療機関の主治医等との意見交換会を保健所にて開催。「砒素中毒とは・検査方法について」等を講義。今後の検査のあり方の検討。						

表3. 阪神淡路大震災から検討した地方衛生研究所(地研)と他職種との緊密な業務連携マトリクス

フェーズ	経過日数	経過内容	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割・業務	現地対応の計画・実施 [における連携]	対応結果の分析・評価 [における連携]
緊急情報認知 0日	・1995.1.17AM5:46、M7.2 地震発生	・市災害対策本部設置、 ・施設被害、安全点検、所内通 路、職務場所の確保 全市防災指令第3号発令	・電話や問い合わせ、急を 要する対応におわれ、活 動方針など上司からの指 示の必要性	・施設、職員安全確認			
初動対応態勢整備		・電話による職員安否確認	・被害状況および住民の 健康状態把握、支援を要 する被災者の迅速な把握 の必要性	・被害状況把握			
初動対応		・電話による職員安否確認	・被害状況把握(被害概況、 医療機関、避難所など)	・重症患者などへの対応 のための医療体制早期確 立の必要性	・救急医薬品確保 ・救援物資搬送、調整		
		・管内全域状況把握(被害概況、 医療機関、避難所など)	・区内の病院、診療機能が不全 のため避難所救護所設置の必 要性を判断し、区医師会、医療 機関へ協力要請	・保健所の医薬品を避難所へ運 搬 ・避難所の救護所配置および救 護活動支援(13か所設置) ・重症患者搬送先病院への連絡			
		・区内避難所120か所	・区医師会の相談、安否確認など各種問い合わせへの対応に追われる	・遺体(所内45遺体、近隣避難所 遺体多数)への処置、遺族対応			
対応強化	認知 2-7日	・区内避難所120か所 ・避難者数約60,700人 ・ライフライン7日目 (1/23)電気のみ復旧	・潜伏化する要援護者の 状況把握の必要性 ・個別継続支援ケースの 状況把握の必要性 ・集中感染症対策、避難 所環境整備など住民健康管理 強化の必要性	・避難所医療班設置介助、本部連 携、救護班配置図作成 ・重症患者搬送調整、在宅要援護 者入院・入所等手配 ・生活支援(医薬品、生活用品、 食料など確保含む)			・二つのフェーズの段階で、 事務的知識を有する公衆 衛生行政医師のほか、環境 衛生監視職員、地方衛 生研究所職員に情報共 有し、現地対応への協力を 求めるべきである。

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割 業務	現地対応の計画・実施における連携	対応結果の分析・評価における連携
		・区内医療機関・診療所等 ・集団感染症対策の強化のため 避難所衛生実態調査実施 (1/22)	・関係機関、職種連携の 必要性	・避難所巡回健康相談(うがい、 手洗いポスター作製・指導、うが い薬、マスクの搬入・配布など)	・このフェーズの段階で も、専門的知識を有する 公衆衛生行政医師のほ か、環境衛生監視職員、 地方衛生研究所職員に 情報共有し、現地対応 の協力を求めるべきであ る。		
		・看護職、医師などボラン ティア増加 ・1/23高齢者緊急ショート ステイ開始	・医療班の増加に伴い救護所連 絡会を開催(1/21第1回救護所 連絡会開催)以後2月末まで3-4 日ごとに定期的に開催	・救護所体制強化 ・日々、状況の変化がめ まぐるしく、健康状態把握 とニーズの多様化に伴う 今後の活動方針の理解や 共有の必要性が高い、	・福祉サービスなど情報提供 ・物資支給、貸与(ベット、パーテ ルトイレ、車いすなど) ・遺体・遺族対応		
認知 8-15日		・ガス水道未復旧	衛生課による避難所、仮設トイレ 消毒の本格化	・避難環境継続管理巡回 健康相談強化必要性が大 きい、	・手指消毒薬の配布と衛生環境 面への指導強化、個別支援必要 者の把握		
		・避難所120か所→110か 所	被災地広域における住民の健 康状況把握の必要性	・在宅要援護者状況把握 の必要性	・ここでのケアーフレット配布		
		・避難者数60,000→ 40,800人 ・15日目(1/31)救護所固 定設置33か所、巡回医療 班2チーム ・区内診療所再開数 (105/183ヶ所)		・全戸ローラー作戦(ボラ ンティアによる悉皆調査) 実施のための企画・体制 整備の必要性	・在宅ねたきり老人状況把握(164 人)TB登録患者状況把握(治療 167人、その他(282人)母子教室 参加者17人、機能訓練教室参加 者22人、公害認定者6人区内全 域訪問調査(訪問に必要な情報 や資源整理、訪問結果集計、事後 対応など)	・このフェーズの段階か ら保健師等訪問調査結 果の統計・疫学解析等 に対し、地方衛生研究 所職員に情報共有し、 対応結果の分析・評価 への協力を求めるべき である。(以下同じ。)	
		・1/2施設入所希望調 査、仮設住宅申込み開始 ・1/30アレルギーミルク食 品配布開始			・全戸調査・運営、事後フォロー		

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割・業務	現地対応の計画・実施 における連携	対応結果の分析・評価 における連携
対応フオローアップ	認知 16-74日	<p>・水道7割、ガス2割復旧</p> <p>避難所救急対応の減少、地元診療所の再開率上昇から、医療からケアへ、救護班から地域医療へシフト計画</p> <p>・避難所：110→95ヶ所、避難者数34,000人→8,377人</p> <p>・2/28救護所28ヶ所、巡回1班</p> <p>・2/10区内診療所再開(137/183ヶ所約80%)</p> <p>・救護所体制変更(3/1-31)28か所→12か所、応急救護班→地元医師会口一テーション時間診療対応</p> <p>・インフルエンザ予防接種(2月中旬)、BCG(3月上旬市内全再開)</p>	<p>・避難所初期体制確立、避難者数の減少などから、支援重点は要援護者継続支援、在宅へシフトが必要</p> <p>・2/24「保健福祉関係連絡会」開催。医療班3月撤退へ向け段階移行方法について検討</p> <p>・インフルエンザ予防接種実施人員確保、計画調整</p>	<p>・避難所健診査定および相談運営体制確立の必要性</p> <p>・3月医療班閉鎖に伴う避難所巡回指導強化の必要性</p> <p>・県外派遣保健師開始など従事職員間での状況共有の必要性・支援者数の確保に伴う中長期的な被災地支援方法検討の必要性</p>	<p>・情報やサービスの提供</p>		
	認知 75-165日	<p>・4/1全市防災指令第3号解除、水防関係部局第1号、その他部局連絡員待機へ切り替え</p> <p>・職員勤務原則週休2日ただし土日祝日は交代</p>	<p>・救護所閉鎖に伴う調整の必要性</p> <p>・避難環境問題への対応調整の必要性(仮設トイレ悪臭、ハエ・蚊など)</p>	<p>・継続要援護者の把握</p> <p>・避難所巡回訪問指導継続(避難所巡回マニュアル作成、規模や要援護者数などに応じ訪問頻度など検討・実施)</p>	<p>・避難所巡回訪問指導継続(避難所巡回マニュアル作成、規模や要援護者数などに応じ訪問頻度など検討・実施)</p> <p>・救護所閉鎖に伴う医薬品・物品整理・地域医療・保健情報の提供</p>	<p>このフェーズの段階で、専門的知識を有する公衆衛生行政医師のほか、環境衛生監視職員、食品衛生研究室職員に情報共有し、現地対応への協力を求めるべきである。</p>	
	通常対応への段階的シフト	<p>・ライフライン復旧:ガス4/11、水道4/17、鉄道全線開通:6月</p>	<p>・仮設住宅健康対策、医師会協力のもと健康診査、総合健康相談の実施</p>	<p>・仮設住宅入居に伴う、個別ニーズ把握、集団健診・相談の必要性</p>	<p>・避難所環境チエックリスト作成、定期訪問、環境指導連絡、調整</p>	<p>このフェーズの段階でも、専門的知識を有する公衆衛生行政医師のほか、環境衛生監視職員、食品衛生研究室職員に情報共有し、現地対応への協力を求めるべきである。</p>	

(平成21年度地方衛生研究所班図表まとめ)

フェーズ	経過日数	経過内容	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割・業務	現地対応の計画・実施における連携	対応結果の分析・評価における連携
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所数：35→72ヶ所 ・2,760戸に対し総合相談403件、健診521人実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常業務再開企画 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者の健康ニーズ把握 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数11,000→2,512人 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師派遣終了に伴う今後の活動体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅調査訪問(79.9%) ・新規要援護者270人 ・地域資源(人材等)との連携調整 			

表4. 地方衛生研究所(地研)が関わる健康危機事案と公衆衛生行政職員との望ましい業務連携マトリクス

地研が関わる主な健康危機事案	地研微生物部門	地研化学物質部門	地研放射能部門	地研環境部門	地研疫学部門	公衆衛生行政医師	公衆衛生行政保健師	環境衛生監視職員	食品衛生監視職員	衛生行政職員	環境行政職員
院内感染事案	●			●		●	●	●		●	
感染症集団発生事案	●			●		●	●	●	●	●	
病原微生物性食中毒(食品、飲料水由来)	●			●		●	●	●	●	●	
化学物質性食中毒(食品、飲料水由来)		●	●		●	●	●	●	●	●	
化学物質漏出(大気汚染・水質汚濁等経由)健康危害事案			●			●	●			●	
自然災害(大気汚染、水質汚濁等経由)健康危害事案				●		●	●			●	
自然災害(地震・台風・洪水・津波等)健康危害事案		●				●	●			●	
原子力事故(放射性物質漏出)健康危害事案			●			●	●			●	
NBC(核物質・生物・化学)テロリズム	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●

表5. 地方衛生研究所に求められる緊急時の対応のうち関連他職種との連携が特に重要なものの

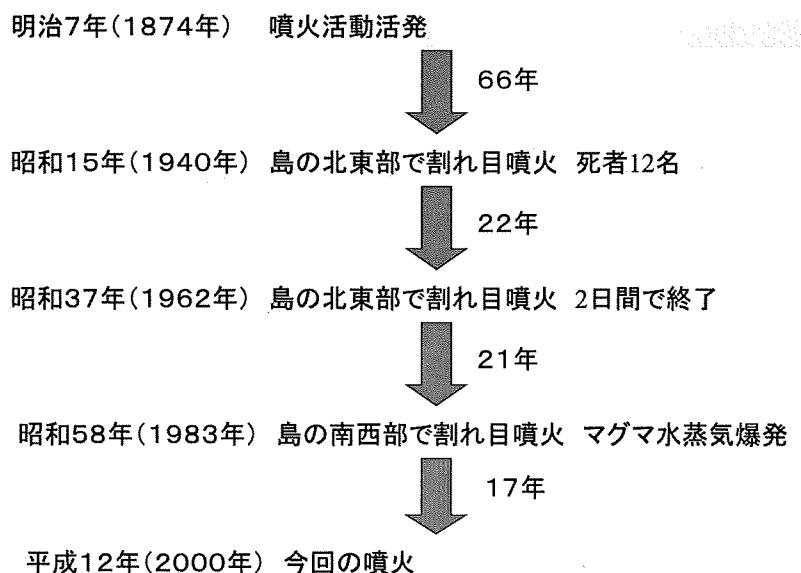
対応区分	番号	緊急時の対応	関連他職種との連携 が特に重要なもの	特に重要な連携内容
初動対応	①	健康危機発生情報の受信と試験検査等依頼の受託	●	健康危機発生情報と発生経過等のリアルタイム共有
	②	所内体制の編成		
	③	現地調査への指導・支援	●	拡大防止・原因究明等に必要な情報収集と試験検査材料の採取に対する科学的・技術的な現地調査への指導・支援
	④	原因物質特定のための試験検査等の実施		
	⑤	試験検査結果と原因物質、伝播・拡大経路等の報告	●	試験検査結果と原因物質、伝播・拡大経路等について十分な理解が得られる時宜を得た報告
	⑥	原因物質等報道発表資料の作成支援	●	原因物質等報道発表資料の科学的・技術的視点からの作成支援
	⑦	再現実験の実施		
	⑧	再現実験結果等報道発表資料の作成支援	●	再現実験結果等報道発表資料の科学的・技術的視点からの作成支援
	⑨	再発防止への専門的技術支援	●	再発防止対策に繋がる専門技術等について十分な理解が得られる支援
	⑩	学識経験者等専門委員会への報告資料の作成支援	●	学識経験者等専門委員会への報告資料の科学的・技術的視点からの作成支援
事後対応				

課題テーマ 自然災害

平成12年 三宅島噴火災害

1

三宅島の火山活動 (明治以降)



2

災害経過の概要（全島避難前）

平成12年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
6月26日	緊急火山情報(噴火警戒警戒)	三宅村災害対策本部設置 災害救助法適用
6月27日		東京都災害対策本部設置
6月30日		火山予知連から安全宣言が出されたことを踏まえ、村・都災害対策本部解散
7月8日	最初の噴火(噴煙1,500m)	
7月14日	噴火で北東部降灰(噴煙1,500m)	三宅村災害対策本部設置
7月26日	豪雨で大規模な泥流被害	
7月30日	震度6弱地震で土砂崩壊	
8月18日	最大噴火(島史初)で全島降灰(噴煙 14,000m)	
8月29日	火碎流発生(低温)	東京都災害対策本部設置 政府非常災害対策本部設置
9月2日		全島民避難指示(2~4日)

3

災害経過の概要（全島避難後）

平成12年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
9月5日		ホテルシップを利用した災害対応開始
9月14日		森総理大臣一行が現地調査
10月7日		現地災害対策本部を移設(神津島) 漁船による渡島作業開始
11月1日	火山噴火予知連統一見解「噴煙に火山灰の混入が認められなくなる。SO ₂ の放出量高い」	
11月27日		臨時ヘリポート開設(三宅中学校)
12月12日		臨時ヘリポート開設(阿古地区)
12月3日		第1回三宅島島民ふれあい集会

4

災害経過の概要（全島避難後）

平成13年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
2月5日	火山噴火予知連統一見解「10月以降、顕著な噴火は発生せず」	
3月3日		森総理大臣一行が現地調査(2回目)
3月12日		中型客船「はまゆう丸」による250人規模の渡島作業開始
4月18日		都道の立根に仮橋完成、島内一周道路が7ヶ月ぶりに全通
5月4日		三宅支庁第二庁舎脱硫装置運転開始(30名)
5月28日	火山噴火予知連統一見解「火山ガスの放出活動は低下の兆し」	
7月9日		勤労福祉会館(80名)の脱硫装置運転開始(復旧作業員の常駐開始)
7月12日		泥流等被災世帯の一時帰宅(7月13日まで)
9月18日		希望全世帯の一時帰宅(10月3日まで)
9月21日		三宅島に現地災害対策本部を移転
10月2日	火山噴火予知連統一見解「火山ガスの放出量は緩やかに低下と予想」	
12月14日		三七沢で砂防ダム完成 5

災害経過の概要（全島避難後）

平成14年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
2月1日	火山噴火予知連統一見解「火山ガスは全体として低下途上」	
4月1日		希望者向け一時帰宅(10月21日まで)
7月5日		三宅島が活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定
5月23日	火山噴火予知連統一見解「SO ₂ の放出量は長期的に減少傾向」	
5月27日		第1回 三宅島災害対策技術会議
8月4日		小中高の児童・生徒、父母約450名の一時帰宅(8月6日まで)
9月30日		第1回 三宅島火山ガスに関する検討会
10月15日	火山噴火予知連統一見解「火山ガスは連続的に放出しているが、高さや勢いは長期的に低下傾向」	
10月22日		全世帯を対象とした一時帰宅(12月18日まで)
11月24日	火山灰の放出を伴う最後の小規模噴火	
12月19日		三宅村復興計画策定委員会が第4次三宅村総合計画を策定

(平成20年度事務職班図表まとめ)

災害経過の概要（帰島へ向けた動きが活発化）

平成15年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
1月6日		東京～八丈島航路の三宅島寄航開始
1月15日		希望者向け一時帰宅(定期船の三宅島寄航活用)
1月21日	火山噴火予知連続一見解「火山ガスの放出量は大局的に低下し続ける予想」	
3月24日		「三宅島火山ガスに関する検討会」最終報告発表
4月14日		第1回三宅村火山ガス安全対策検討委員会
4月16日		希望者向け一時帰宅(日帰り)開始
4月18日		希望者向け滞在型一時帰宅開始①
4月24日		都道府県復旧工事による本橋「達ノ浜橋」が完成
4月28日		第2回三宅村火山ガス安全対策委員会開催
5月9日		希望者向け滞在型一時帰宅②
5月9日		希望者向け滞在型一時帰宅③
5月13日	火山噴火予知連続一見解「火山活動は全体としてゆっくりと低下」	
6月13日		希望者向け滞在型一時帰宅④
7月9日		第3回三宅村火山ガス安全対策検討委員会
7月24日		第4回三宅村火山ガス安全対策検討委員会
7月29日		第1回 三宅島民島前健康診断に関する検討会
6月2日		商工業者の一時帰宅開始(7月5日まで)
8月4日		小中高の児童、生徒、父母約320名の一時帰宅(～8月6日)
8月7日		第5回三宅村火山ガス安全対策検討委員会
8月22日		「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」報告書作成
10月3日		希望者向け滞在型一時帰宅(1泊3日)開始
10月6日		希望者向け滞在型一時帰宅(2泊4日)開始
10月26日		第1回三宅島帰島プログラム準備検討会
10月26日	火山噴火予知連続一見解「火山活動は全体としてゆっくりと低下」	
11月4日		伊ヶ谷の空港橋完成
11月8日		阿古、釜庭の道路開通
10月26日		第2回三宅島帰島プログラム準備検討会

7

災害経過の概要（帰島へ向けた動きが活発化）

平成16年

日付	火山活動・被害状況	災害対応等
1月8日		民宿2軒再開(工事用宿舎として利用)
1月8日		三宅村緑化ガイドライン策定
2月3日		第6回三宅村火山ガス安全対策検討委員会
1月27日	火山噴火予知連続一見解「火山活動は全体としてゆっくりと低下」	
2月15日		村長・議員選挙実施
3月28日	山頂で微量な降灰確認	
3月30日		「三宅島帰島プログラム準備検討会」最終報告発表
6月30日	火山噴火予知連続一見解「全体として最近1年半以上大きな変化なし」	
7月1日		第1回三宅村安全確保対策専門家会議
7月9日		第2回三宅村安全確保対策専門家会議
7月20日		帰島決定(都と村会談)2005年2月 避難解除が決まる
7月21日		村帰島対策本部 27日 島にも本部設立
7月9日		第3回三宅村安全確保対策専門家会議
8月4日		都帰島支援本部初会合
8月23日		第4回三宅村安全確保対策専門家会議
9月14日		第5回三宅村安全確保対策専門家会議
10月16日	火山噴火予知連続一見解「全体として最近約2年間以上大きな変化なし」	
11月30日	小噴火。	
12月2日	小噴火。	
12月2日	火山噴火予知連続大幹事会の見解「最近の小規模噴火の傾向について」	

8